

2022 燃建発第 11 号
2022 年 9 月 21 日

使用前確認申請書

原子力規制委員会 殿

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付 4 番地 108
日本原燃株式会社
代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第十六条の三第三項の規定により次のとおり使用前事業者検査の確認を受けたいので申請します。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	名 称 日本原燃株式会社 住 所 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付 4 番地 108 代表者の氏名 代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏
加工施設の設置又は変更の工事に係る工場又は事業所の名称及び所在地	名 称 再処理事業所 所在地 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸
申請に係る加工施設の概要	加工設備本体 成形施設 燃料加工建屋 建屋・洞道 燃料加工建屋 遮蔽設備 建屋遮蔽（燃料加工建屋） 遮蔽扉（燃料加工建屋） 遮蔽蓋（燃料加工建屋） その他の加工施設 非常用設備 火災防護設備 建物・構築物 （火災区域構築物及び火災区画構築物） 火災区域構築物及び火災区画構築物 （燃料加工建屋）

法第十六条の二第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号	設計及び工事の計画の認可年月日及び認可番号 令和4年9月14日 原規規発第2209145号
使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所	工事の工程 構造、強度及び漏えいに係る検査 期日 自 2022年10月 至 2024年 7月 場所 再処理事業所 むつ小川原生コンクリート(株) 野辺地レミコン(株) (株)附田生コン 三井造船特機エンジニアリング(株) 千葉工場 蔵王工業(株)
	工事の工程 基本設計方針に係る検査 期日 自 2023年 3月 至 2024年 6月 場所 再処理事業所
	工事の工程 品質マネジメントシステムに係る検査 期日 自 2022年11月 至 2024年 8月 場所 再処理事業所
申請に係る加工施設の使用の開始の予定時期	2024年(令和6年)9月
加工施設を核燃料物質等を用いた試験のために使用するとき又は加工施設の一部が完成した場合であつてその完成した部分を使用しなければならぬ特別の理由があるときにあつては、その使用の期間及び方法	なし

添付資料 - 1 : 工事の工程に関する説明書

添付資料 - 2 : 施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器に関する説明書

施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器に関する説明書

MOX 燃料加工施設における適合性確認対象設備の使用開始後においては、施設管理に係る業務プロセスに基づき保全重要度に応じた点検計画を策定し保全を実施することから、MOX 燃料加工施設における設計及び工事の重要度は、法第十六条の二の規定に基づく設計及び工事の計画における「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」等に従い、原子力安全に及ぼす影響に応じて、安全機能分類上の重要度を考慮して下表に示す品質重要度分類のグレード分けの考え方に従い分類し、管理を行う。

MOX 燃料加工施設における設備に係るグレード分け

品質重要度	定義
クラス 1	(1) 安重*又は耐震重要度Sクラス設備 (2) 耐震重要度クラスBクラス対象、CクラスS _s チェック対象、建屋及び工程室と同等の耐震性を有する設備のうち、「機器区分、工学的安全性の総合的な考慮」を必要とする設備 (3) 耐震重要度クラスBクラス対象、CクラスS _s チェック対象、建屋及び工程室と同等の耐震性を有する設備のうち、「設備・製品の信頼性の考慮」を必要とする設備 (4) CクラスS _s チェック以外、又はクラスなし設備のうち、「機器区分、工学的安全性の総合的な考慮」及び「設備・製品の信頼性の考慮」を必要とする設備
クラス 2	クラス 1 以外の下記のいずれかに該当する機械設備 (1) 耐震重要度クラスBクラス対象、CクラスS _s チェック対象、建屋及び工程室と同等の耐震性を有する設備のうち、「機器区分、工学的安全性の総合的な考慮」を必要としない設備 (2) 耐震重要度クラスBクラス対象、CクラスS _s チェック対象、建屋及び工程室と同等の耐震性を有する設備のうち、「設備・製品の信頼性の考慮」を必要としない設備 (3) CクラスS _s チェック以外又はクラスなし設備で「機器区分、工学的安全性の総合的な考慮」を必要とする設備のうち、「設備・製品の信頼性の考慮」を必要としない設備 (4) CクラスS _s チェック以外又はクラスなし設備で「機器区分、工学的安全性の総合的な考慮」を必要としない設備のうち、「設備・製品の信頼性の考慮」を必要とする設備
クラス 3	クラス 1～2 以外の設備

注記 * : 安全機能を有する施設のうち、安全上重要な施設

本申請において使用前確認を受けようとする各設備の重要度及び一覧を下表に示す。

各設備の重要度及び一覧

施設区分	設備区分	機種	名称	品質重要度分類			耐震重要度分類*
				クラス1	クラス2	クラス3	
加工設備本体 成形施設	燃料加工建屋	建屋・洞道	燃料加工建屋	○			DB/SA
		遮蔽設備	建屋遮蔽 (燃料加工建屋)	○			S*/1.2Ss ※安重の工程室の範囲
		遮蔽設備	遮蔽扉 (燃料加工建屋)		○		C/-
		遮蔽設備	遮蔽蓋 (燃料加工建屋)			○	-/-
その他の加工施設 -	非常用設備 火災防護設備	建物・構築物 (火災区域構築物及び 火災区画構築物)	火災区域構築物及び火災 区画構築物 (燃料加工建屋)	○			C/(C)

注記 * : 「事業変更許可申請書」に記載の間接支持構築物に対応する直接支持構築物の耐震重要度分類による。